

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表

新	旧																																										
<p>2 用地調査等の業務範囲は次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 第4 共通</td> <td>11 第14 裁決申請図書等の作成</td> </tr> <tr> <td>2 第5 権利調査</td> <td>12 第15 明渡裁決申立図書等の作成</td> </tr> <tr> <td>3 第6 建物等の調査</td> <td>13 第16 地盤変動影響調査等</td> </tr> <tr> <td>4 第7 営業その他の調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 第8 予備調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 第9 移転工法案の検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 第10 再算定業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 第11 土地評価</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 第12 消費税等調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 第13 事業認定申請図書等の作成</td> <td></td> </tr> </table> <p>第6 建物等の調査 4 建物の調査</p> <p>表6-5 (略) 注1 (略) 注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。 ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</p> <p>表6-7 (略) 注1 (略) 注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。 ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</p> <p>表6-11 構造計算を行う場合 (略) 注1 (略) 注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。 ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</p> <p>6 工作物の調査</p> <p>表6-17 (略) 注1 (略) 注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。 ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</p> <p>表6-21 (略) 注1 (略) 注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。 ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</p>	1 第4 共通	11 第14 裁決申請図書等の作成	2 第5 権利調査	12 第15 明渡裁決申立図書等の作成	3 第6 建物等の調査	13 第16 地盤変動影響調査等	4 第7 営業その他の調査		5 第8 予備調査		6 第9 移転工法案の検討		7 第10 再算定業務		8 第11 土地評価		9 第12 消費税等調査		10 第13 事業認定申請図書等の作成		<p>2 用地調査等の業務範囲は次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 第4 共通</td> <td>12 第15 裁決申請図書等の作成</td> </tr> <tr> <td>2 第5 権利調査</td> <td>13 第16 明渡裁決申立図書等の作成</td> </tr> <tr> <td>3 第6 建物等の調査</td> <td>14 第17 地盤変動影響調査等</td> </tr> <tr> <td>4 第7 営業その他の調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 第8 予備調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 第9 移転工法案の検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 第10 再算定業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 第11 土地評価</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 第12 補償説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 第13 消費税等調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 第14 事業認定申請図書等の作成</td> <td></td> </tr> </table> <p>第6 建物等の調査 4 建物の調査</p> <p>表6-5 (略) 注1 (略) 注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</p> <p>表6-7 (略) 注1 (略) 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</p> <p>表6-11 構造計算を行う場合 (略) 注1 (略) 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</p> <p>6 工作物の調査</p> <p>表6-17 (略) 注1 (略) 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</p> <p>表6-21 (略) 注1 (略) 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</p>	1 第4 共通	12 第15 裁決申請図書等の作成	2 第5 権利調査	13 第16 明渡裁決申立図書等の作成	3 第6 建物等の調査	14 第17 地盤変動影響調査等	4 第7 営業その他の調査		5 第8 予備調査		6 第9 移転工法案の検討		7 第10 再算定業務		8 第11 土地評価		9 第12 補償説明		10 第13 消費税等調査		11 第14 事業認定申請図書等の作成	
1 第4 共通	11 第14 裁決申請図書等の作成																																										
2 第5 権利調査	12 第15 明渡裁決申立図書等の作成																																										
3 第6 建物等の調査	13 第16 地盤変動影響調査等																																										
4 第7 営業その他の調査																																											
5 第8 予備調査																																											
6 第9 移転工法案の検討																																											
7 第10 再算定業務																																											
8 第11 土地評価																																											
9 第12 消費税等調査																																											
10 第13 事業認定申請図書等の作成																																											
1 第4 共通	12 第15 裁決申請図書等の作成																																										
2 第5 権利調査	13 第16 明渡裁決申立図書等の作成																																										
3 第6 建物等の調査	14 第17 地盤変動影響調査等																																										
4 第7 営業その他の調査																																											
5 第8 予備調査																																											
6 第9 移転工法案の検討																																											
7 第10 再算定業務																																											
8 第11 土地評価																																											
9 第12 補償説明																																											
10 第13 消費税等調査																																											
11 第14 事業認定申請図書等の作成																																											

新

旧

表6-25 (略)  
 注1～3 (略)  
 注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。  
 ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用  
 ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

表6-25 (略)  
 注1～3 (略)  
 注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。  
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用  
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

第12 補償説明

補償説明とは、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う用地取得又は建物等の移転等の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法及び建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-1の区分によるものとする。  
 なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

表12-1

区 分	判 断 基 準
補償説明等 イ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。ただし、この場合の権利者数は1名とする。
補償説明等 ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。
補償説明等 ハ	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む。）に供している借家人に係るもの。
補償説明等 ニ	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居併用を含む）補償に係るもの。

注 補償説明等に係る直接人件費の積算に当たっての補正率は、表12-2により行うものとする。

表12-2

区 分	イ	ロ	ハ	ニ
補正率	0.50	0.80	1.00	1.30

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用の内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-3により行うものとする。

表12-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	主任技師	0.54 人	
			技師 A	0.54 人	
			技師 B	0.54 人	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者と面接し補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-4により行うものとする。

表12-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概 況 ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.06	0.06 人	
			技師 A	0.08	0.06	0.14 人	
			技師 C	0.08	0.06	0.14 人	

注1～注3 (略)

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理方針の検討、補償内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-5により行うものとする。

新

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第1 2 消費税等調査

消費税等調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり、消費税等の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定を行うことをいう。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 消費税等調査

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表1 2-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消 費 税 等 調 査	事業者	—	技 師 A	0.15	0.09	—	0.24 人	
			技 師 B	0.15	0.13	—	0.28 人	

(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表1 2-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消 費 税 等 調 査	事業者	—	技 師 A	0.06	0.09	—	0.15 人	
			技 師 B	0.06	0.13	—	0.19 人	

旧

表1 2-5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説 明 資 料 等 の 作 成	権利者	—	主任技師	—	0.06	0.06 人	
			技 師 A	—	0.17	0.17 人	
			技 師 C	—	0.31	0.31 人	

注1～注2 (略)

5 補償説明

補償説明は、土地、物件調書の配布、補償内容等の説明、記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1 2-6により行うものとする。

表1 2-6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補 償 説 明	権利者	—	主任技師	—	0.10	0.10 人	
			技 師 A	1.97	0.10	2.07 人	
			技 師 C	1.97	0.58	2.55 人	

注1～注4 (略)

第1 3 消費税等調査

消費税等調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり、消費税等の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定を行うことをいう。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 消費税等調査

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表1 3-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消 費 税 等 調 査	事業者	—	技 師 A	0.15	0.09	—	0.24 人	
			技 師 B	0.15	0.13	—	0.28 人	

(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表1 3-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消 費 税 等 調 査	事業者	—	技 師 A	0.06	0.09	—	0.15 人	
			技 師 B	0.06	0.13	—	0.19 人	

新

第1-3 事業認定申請図書等の作成

事業認定申請図書等の作成は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料の作成とし、次の区分によるものとする。

①相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

②申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

① 相談用資料作成

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-3-1-1により行うものとする。

表1-3-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	主任技師	0.95 人	
			技 師 A	0.95 人	
			技 師 B	0.95 人	

3 現地調査等

現地調査等は、相談用資料作成に必要となる対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-3-1-2により行うものとする。

- (1) 法第4条地等管理台帳調査
- (2) 法第4条地等物件調査
- (3) 土地面積の概数積算
- (4) 法第4条地面積等の積算
- (5) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

表1-3-1-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現 地 調 査 等	業 務	—	主任技師	0.91	0.66	1.57 人	
			技 師 A	1.83	2.07	3.90 人	
			技 師 B	1.83	2.07	3.90 人	

4 資料の収集及び作成

資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-3-1-3により行うものとする。

- (1) 計画内容に係るもの
- (2) 公益性等に係るもの
- (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- (4) その他の資料の収集及び作成

旧

第1-4 事業認定申請図書等の作成

事業認定申請図書等の作成は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料の作成とし、次の区分によるものとする。

①相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

②申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

① 相談用資料作成

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-4-1-1により行うものとする。

表1-4-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	主任技師	0.95 人	
			技 師 A	0.95 人	
			技 師 B	0.95 人	

3 現地調査等

現地調査等は、相談用資料作成に必要となる対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-4-1-2により行うものとする。

- (1) 法第4条地等管理台帳調査
- (2) 法第4条地等物件調査
- (3) 土地面積の概数積算
- (4) 法第4条地面積等の積算
- (5) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

表1-4-1-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現 地 調 査 等	業 務	—	主任技師	0.91	0.66	1.57 人	
			技 師 A	1.83	2.07	3.90 人	
			技 師 B	1.83	2.07	3.90 人	

4 資料の収集及び作成

資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-4-1-3により行うものとする。

- (1) 計画内容に係るもの
- (2) 公益性等に係るもの
- (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- (4) その他の資料の収集及び作成

新

表 1.3-1-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の収集 及び作成	業 務	—	主任技師	—	0.87	0.87 人	
			技師 A	2.76	6.02	8.78 人	
			技師 B	2.76	6.02	8.78 人	

5 調書等の作成

調書等の作成は、相談用資料として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1.3-1-4 により行うものとする。

- (1) 事業認定申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書（案）
- (4) 法第 4 条地の調査及び管理者の意見書（案）
- (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- (7) その他必要な書面等

表 1.3-1-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
調書等の作成	業 務	—	主任技師	—	1.47	1.47 人	
			技師 A	—	10.73	10.73 人	
			技師 B	—	10.73	10.73 人	

6 添付図面の作成

添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付を要する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

添付図面作成の直接人件費 = (必要と認めた図面の種類数 × 添付図面作成費)

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第 4 条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第 4 条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

表 1.3-1-5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
添付図面作成	種 類	—	主任技師	—	0.28	0.28 人	
			技師 A	—	0.92	0.92 人	
			技師 D	—	4.64	4.64 人	

7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、当該事業及び規模によって、表 1.3-1-6 の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び 6 添付図面の作成とする。

なお、この区間は「申請起業地区間」を原則とするが、必要に応じて「全体計画の区間」とすることができるものとする。

ただし、全体計画の区間で補正できる項目は、4 資料の収集及び作成に限定するものとする。

表 1.3-1-6

(1) 道路、河川、鉄道、その他これらに類し、区間(線)を事業認定申請対象とするもの。

事業認定の対 象となる距離	2.0km 未満	2.0km 以上 4.0km 未満	4.0km 以上 6.0km 未満	6.0km 以上 8.0km 未満	8.0km 以上 12.0km 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.70	2.20

旧

表 1.4-1-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の収集 及び作成	業 務	—	主任技師	—	0.87	0.87 人	
			技師 A	2.76	6.02	8.78 人	
			技師 B	2.76	6.02	8.78 人	

5 調書等の作成

調書等の作成は、相談用資料として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1.4-1-4 により行うものとする。

- (1) 事業認定申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書（案）
- (4) 法第 4 条地の調査及び管理者の意見書（案）
- (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- (7) その他必要な書面等

表 1.4-1-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
調書等の作成	業 務	—	主任技師	—	1.47	1.47 人	
			技師 A	—	10.73	10.73 人	
			技師 B	—	10.73	10.73 人	

6 添付図面の作成

添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付を要する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

添付図面作成の直接人件費 = (必要と認めた図面の種類数 × 添付図面作成費)

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第 4 条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第 4 条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

表 1.4-1-5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
添付図面作成	種 類	—	主任技師	—	0.28	0.28 人	
			技師 A	—	0.92	0.92 人	
			技師 D	—	4.64	4.64 人	

7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、当該事業及び規模によって、表 1.4-1-6 の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び 6 添付図面の作成とする。

なお、この区間は「申請起業地区間」を原則とするが、必要に応じて「全体計画の区間」とすることができるものとする。

ただし、全体計画の区間で補正できる項目は、4 資料の収集及び作成に限定するものとする。

表 1.4-1-6

(1) 道路、河川、鉄道、その他これらに類し、区間(線)を事業認定申請対象とするもの。

事業認定の対 象となる距離	2.0km 未満	2.0km 以上 4.0km 未満	4.0km 以上 6.0km 未満	6.0km 以上 8.0km 未満	8.0km 以上 12.0km 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.70	2.20

新

(2) ダム、飛行場、その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対 象となる面積	50ha 未満	50ha 以上 70ha 未満	70ha 以上 100ha 未満	100ha 以上 150ha 未満	150ha 以上 250ha 未満
補正率	2.40	3.00	3.70	4.90	6.70

(3) 学校、庁舎、その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対 象となる面積	3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満	15,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.40	0.60	0.90	1.20	1.70

8 関連事業の有無による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、関連事業の有無によって、表 1 3-1-7 の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び 6 添付図面の作成とする。

表 1 3-1-7

関連事業	あり	なし
補正率	1.20	1.00

② 申請図書作成

1 打合せ協議

中間打合せ回数は、1 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 3-1-8 により行うものとする。

表 1 3-1-8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	主任技師	0.36 人	
			技師 A	0.36 人	
			技師 B	0.36 人	

3 現地調査等

現地調査等は、申請図書作成に必要となる対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 3-1-9 により行うものとする。

- (1) 法第 4 条地等管理台帳調査
- (2) 法第 4 条地等物件調査
- (3) 土地面積の概数積算
- (4) 法第 4 条地面積等の積算
- (5) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

表 1 3-1-9

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現 地 調 査 等	業 務	—	主任技師	0.59	0.42	1.01 人	
			技師 A	1.19	0.48	1.67 人	
			技師 B	1.19	0.48	1.67 人	

4 資料の収集及び作成

資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 3-1-10 により行うものとする。

- (1) 計画内容に係るもの

旧

(2) ダム、飛行場、その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対 象となる面積	50ha 未満	50ha 以上 70ha 未満	70ha 以上 100ha 未満	100ha 以上 150ha 未満	150ha 以上 250ha 未満
補正率	2.40	3.00	3.70	4.90	6.70

(3) 学校、庁舎、その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対 象となる面積	3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満	15,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.40	0.60	0.90	1.20	1.70

8 関連事業の有無による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、関連事業の有無によって、表 1 4-1-7 の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び 6 添付図面の作成とする。

表 1 4-1-7

関連事業	あり	なし
補正率	1.20	1.00

② 申請図書作成

1 打合せ協議

中間打合せ回数は、1 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 0-1-8 により行うものとする。

表 1 4-1-8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	主任技師	0.36 人	
			技師 A	0.36 人	
			技師 B	0.36 人	

3 現地調査等

現地調査等は、申請図書作成に必要となる対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 4-1-9 により行うものとする。

- (1) 法第 4 条地等管理台帳調査
- (2) 法第 4 条地等物件調査
- (3) 土地面積の概数積算
- (4) 法第 4 条地面積等の積算
- (5) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

表 1 4-1-9

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現 地 調 査 等	業 務	—	主任技師	0.59	0.42	1.01 人	
			技師 A	1.19	0.48	1.67 人	
			技師 B	1.19	0.48	1.67 人	

4 資料の収集及び作成

資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 4-1-10 により行うものとする。

- (1) 計画内容に係るもの

新

- (2) 公益性等に係るもの
- (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- (4) その他の資料の収集及び作成

表 1.3-1-10

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の収集 及び作成	業 務	—	主任技師	—	0.59	0.59 人	
			技師 A	1.88	4.11	5.99 人	
			技師 B	1.88	4.11	5.99 人	

5 調書等の作成

調書等の作成は、申請図書として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1.3-1-11 により行うものとする。

- (1) 事業認定申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書（案）
- (4) 法第 4 条地の調査及び管理者の意見書（案）
- (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- (7) 事業説明会等の実施状況を記載した書面等
- (8) その他必要な書

表 1.3-1-11

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
調書等の作成	業 務	—	主任技師	—	0.96	0.96 人	
			技師 A	—	7.01	7.01 人	
			技師 B	—	7.01	7.01 人	

6 添付図面の作成

添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付を要する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

添付図面作成の直接人件費 = (必要と認めた図面の種類数 × 添付図面作成費)

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第 4 条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第 4 条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

表 1.3-1-12

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
添付図面作成	種 類	—	主任技師	—	0.22	0.22 人	
			技師 A	—	0.74	0.74 人	
			技師 D	—	3.75	3.75 人	

7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。

8 関連事業の有無による補正

相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。

旧

- (2) 公益性等に係るもの
- (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- (4) その他の資料の収集及び作成

表 1.4-1-10

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の収集 及び作成	業 務	—	主任技師	—	0.59	0.59 人	
			技師 A	1.88	4.11	5.99 人	
			技師 B	1.88	4.11	5.99 人	

5 調書等の作成

調書等の作成は、申請図書として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1.4-1-11 により行うものとする。

- (1) 事業認定申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書（案）
- (4) 法第 4 条地の調査及び管理者の意見書（案）
- (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- (7) 事業説明会等の実施状況を記載した書面等
- (8) その他必要な書

表 1.4-1-11

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
調書等の作成	業 務	—	主任技師	—	0.96	0.96 人	
			技師 A	—	7.01	7.01 人	
			技師 B	—	7.01	7.01 人	

6 添付図面の作成

添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付を要する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

添付図面作成の直接人件費 = (必要と認めた図面の種類数 × 添付図面作成費)

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第 4 条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第 4 条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

表 1.4-1-12

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
添付図面作成	種 類	—	主任技師	—	0.22	0.22 人	
			技師 A	—	0.74	0.74 人	
			技師 D	—	3.75	3.75 人	

7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。

8 関連事業の有無による補正

相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。

新

第1.4 裁決申請図書等の作成

裁決申請図書等の作成は、法第40条に規定する裁決申請書及びこれに関連する参考図書並びに審理等における配付図書等の作成をいい、次の各項目により行うものとする。

なお、本歩掛によりがたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積等を徴収して対応することができるものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.4-1-1により行うものとする。ただし、裁決申請の予定地に物件が存しない場合は、表1.4-1-2により行うものとする。

(裁決申請の予定地に物件が存する場合) 表1.4-1-1

種 目	単 位	職 種	外 業		
			A	B	C
現 地 踏 査	件	主任技師	0.11	0.04	0.06
		技 師 A	0.11	0.04	0.06
		技 師 B	0.11	0.04	0.06

注 A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

C：明渡裁決申立図書の作成のみ委託する場合

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合) 表1.4-1-2

種 目	単 位	職 種	外 業		
			A	B	C
現 地 踏 査	件	主任技師	0.04	0.04	—
		技 師 A	0.04	0.04	—
		技 師 B	0.04	0.04	—

注 A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して、裁決申請書(案)の作成に着手できるようにする作業をいい、これに要する直接人件費の積算は、表1.4-2により行うものとする。

表1.4-2

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の整理・検討	件	技 師 A	—	0.86	0.86 人	
		技 師 B	—	0.86	0.86 人	

4 裁決申請書(案)等の作成

裁決申請書(案)等の作成は、法第40条に定める書類(図面の作成を除く。)の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.4-3により行うものとする。

(1) 裁決申請書(案)

(2) 事業計画書

(3) 法第40条第1項第2号関係書類

(4) 法施行規則第17条第2号イに定める書面

(5) 法施行規則第17条第3号に定める書面

(6) 法第36条に定める土地調書(案)

旧

第1.5 裁決申請図書等の作成

裁決申請図書等の作成は、法第40条に規定する裁決申請書及びこれに関連する参考図書並びに審理等における配付図書等の作成をいい、次の各項目により行うものとする。

なお、本歩掛によりがたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積等を徴収して対応することができるものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.5-1-1により行うものとする。ただし、裁決申請の予定地に物件が存しない場合は、表1.5-1-2により行うものとする。

(裁決申請の予定地に物件が存する場合) 表1.5-1-1

種 目	単 位	職 種	外 業		
			A	B	C
現 地 踏 査	件	主任技師	0.11	0.04	0.06
		技 師 A	0.11	0.04	0.06
		技 師 B	0.11	0.04	0.06

注 A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

C：明渡裁決申立図書の作成のみ委託する場合

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合) 表1.5-1-2

種 目	単 位	職 種	外 業		
			A	B	C
現 地 踏 査	件	主任技師	0.04	0.04	—
		技 師 A	0.04	0.04	—
		技 師 B	0.04	0.04	—

注 A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して、裁決申請書(案)の作成に着手できるようにする作業をいい、これに要する直接人件費の積算は、表1.5-2により行うものとする。

表1.5-2

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の整理・検討	件	技 師 A	—	0.86	0.86 人	
		技 師 B	—	0.86	0.86 人	

4 裁決申請書(案)等の作成

裁決申請書(案)等の作成は、法第40条に定める書類(図面の作成を除く。)の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.5-3により行うものとする。

(1) 裁決申請書(案)

(2) 事業計画書

(3) 法第40条第1項第2号関係書類

(4) 法施行規則第17条第2号イに定める書面

(5) 法施行規則第17条第3号に定める書面

(6) 法第36条に定める土地調書(案)



新

(7) その他必要と認められる書面

表 1-4-3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
裁 決 申 請 書 ( 案 ) 等 の 作 成	件	主任技師	—	0.33	0.33 人	
		技 師 A	—	1.92	1.92 人	
		技 師 B	—	1.92	1.92 人	

5 図面の作成

図面の作成は、既存の起業地の位置を表示する図面並びに既存の起業地及び事業計画を表示する図面を基に裁決申請書(案)に添付する図面を作成する作業及び既存の実測平面図を基に土地調査に添付する実測平面図を作成する作業をいい、これに要する直接人件費の積算は、表 1-4-1 及び表 1-4-2 により行うものとする。

表 1-4-1

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
起業地の位置を表示する図面・起業地及び事業計画を表示する図面	件	技 師 A	—	0.09	0.09 人	
		技 師 D	—	0.94	0.94 人	

注 直接人件費の積算にあたっては、対象事業及び規模による補正を行うものとし、その補正率は、第 14 事業認定申請図書等の作成 ①相談用資料作成 7 対象事業及び規模による補正を適用するものとする。

表 1-4-2

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
土地調査添付図面の作成	筆	技 師 A	—	0.03	0.03 人	
		技 師 D	—	0.32	0.32 人	

6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成は、裁決申請書(案)を補充する資料(協議経過説明書、登記事項証明書(写)等)の作成、編集、調整等をいい、これに要する直接人件費の積算は、表 1-4-5 により行うものとする。

表 1-4-5

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
そ の 他 参 考 図 書 の 作 成	件	主任技師	—	0.14	0.14 人	
		技 師 A	—	0.52	0.52 人	
		技 師 B	—	0.52	0.52 人	

7 審理等における配付図書等の作成

(1) 審理関係図書の作成

審理関係図書の作成とは、法 46 条第 1 項に定める審理において必要となる資料の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1-4-6-1 及び表 1-4-6-3 により行うものとする。

ただし、物件が存しない場合は、表 1-4-6-2 及び表 1-4-6-3 により行うものとする。

- (イ) 配付図書の作成
- (ロ) シナリオの作成
- (ハ) 想定問答の作成
- (ニ) 審理概要書の作成

(裁決申請の予定地に物件が存する場合)

表 1-4-6-1

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
審 理 関 係 図 書 の 作 成	件	主任技師	—	0.39	0.39 人	
		技 師 A	—	2.82	2.82 人	
		技 師 B	—	2.82	2.82 人	

旧

(7) その他必要と認められる書面

表 15-3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
裁 決 申 請 書 ( 案 ) 等 の 作 成	件	主任技師	—	0.33	0.33 人	
		技 師 A	—	1.92	1.92 人	
		技 師 B	—	1.92	1.92 人	

5 図面の作成

図面の作成は、既存の起業地の位置を表示する図面並びに既存の起業地及び事業計画を表示する図面を基に裁決申請書(案)に添付する図面を作成する作業及び既存の実測平面図を基に土地調査に添付する実測平面図を作成する作業をいい、これに要する直接人件費の積算は、表 15-4-1 及び表 15-4-2 により行うものとする。

表 15-4-1

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
起業地の位置を表示する図面・起業地及び事業計画を表示する図面	件	技 師 A	—	0.09	0.09 人	
		技 師 D	—	0.94	0.94 人	

注 直接人件費の積算にあたっては、対象事業及び規模による補正を行うものとし、その補正率は、第 14 事業認定申請図書等の作成 ①相談用資料作成 7 対象事業及び規模による補正を適用するものとする。

表 15-4-2

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
土地調査添付図面の作成	筆	技 師 A	—	0.03	0.03 人	
		技 師 D	—	0.32	0.32 人	

6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成は、裁決申請書(案)を補充する資料(協議経過説明書、登記事項証明書(写)等)の作成、編集、調整等をいい、これに要する直接人件費の積算は、表 15-5 により行うものとする。

表 15-5

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
そ の 他 参 考 図 書 の 作 成	件	主任技師	—	0.14	0.14 人	
		技 師 A	—	0.52	0.52 人	
		技 師 B	—	0.52	0.52 人	

7 審理等における配付図書等の作成

(1) 審理関係図書の作成

審理関係図書の作成とは、法 46 条第 1 項に定める審理において必要となる資料の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15-6-1 及び表 15-6-3 により行うものとする。

ただし、物件が存しない場合は、表 15-6-2 及び表 15-6-3 により行うものとする。

- (イ) 配付図書の作成
- (ロ) シナリオの作成
- (ハ) 想定問答の作成
- (ニ) 審理概要書の作成

(裁決申請の予定地に物件が存する場合)

表 15-6-1

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
審 理 関 係 図 書 の 作 成	件	主任技師	—	0.39	0.39 人	
		技 師 A	—	2.82	2.82 人	
		技 師 B	—	2.82	2.82 人	

新

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合) 表1-4-6-2

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
審理関係図書の作成	件	主任技師	—	0.27	0.27人	
		技師 A	—	1.89	1.89人	
		技師 B	—	1.89	1.89人	

表1-4-6-3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
審理概要書の作成	回	技師 A	0.17	0.27	0.44人	
		技師 B	0.17	0.27	0.44人	

(1) 現地調査関係図書の作成

現地調査関係図書の作成とは、法 65 条第 1 項第 3 号に定める現地調査において必要となる資料の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1-4-7-1 及び表 1-4-7-3 により行うものとする。

ただし、物件が存しない場合は、表 1-4-7-2 及び表 1-4-7-3 により行うものとする。

- (イ) 配付図書の作成
- (ロ) シナリオの作成
- (ハ) 説明用パネルの作成
- (ニ) 現地調査概要書の作成

(裁決申請の予定地に物件が存する場合) 表1-4-7-1

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現地調査関係図書の作成	件	主任技師	—	0.12	0.12人	
		技師 A	—	0.96	0.96人	
		技師 B	—	0.96	0.96人	
		技師 D	—	0.27	0.27人	

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合) 表1-4-7-2

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現地調査関係図書の作成	件	主任技師	—	0.08	0.08人	
		技師 A	—	0.66	0.66人	
		技師 B	—	0.66	0.66人	
		技師 D	—	0.27	0.27人	

表1-4-7-3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現地調査概要書の作成	回	技師 A	0.17	0.27	0.44人	
		技師 B	0.17	0.27	0.44人	

旧

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合) 表15-6-2

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
審理関係図書の作成	件	主任技師	—	0.27	0.27人	
		技師 A	—	1.89	1.89人	
		技師 B	—	1.89	1.89人	

表15-6-3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
審理概要書の作成	回	技師 A	0.17	0.27	0.44人	
		技師 B	0.17	0.27	0.44人	

(1) 現地調査関係図書の作成

現地調査関係図書の作成とは、法 65 条第 1 項第 3 号に定める現地調査において必要となる資料の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15-7-1 及び表 15-7-3 により行うものとする。

ただし、物件が存しない場合は、表 15-7-2 及び表 15-7-3 により行うものとする。

- (イ) 配付図書の作成
- (ロ) シナリオの作成
- (ハ) 説明用パネルの作成
- (ニ) 現地調査概要書の作成

(裁決申請の予定地に物件が存する場合) 表15-7-1

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現地調査関係図書の作成	件	主任技師	—	0.12	0.12人	
		技師 A	—	0.96	0.96人	
		技師 B	—	0.96	0.96人	
		技師 D	—	0.27	0.27人	

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合) 表15-7-2

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現地調査関係図書の作成	件	主任技師	—	0.08	0.08人	
		技師 A	—	0.66	0.66人	
		技師 B	—	0.66	0.66人	
		技師 D	—	0.27	0.27人	

表15-7-3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現地調査概要書の作成	回	技師 A	0.17	0.27	0.44人	
		技師 B	0.17	0.27	0.44人	

新

第1.5 明渡裁決申立図書等の作成

明渡裁決申立図書等の作成は、法第47条の3に規定する明渡裁決申立書及びこれに関連する参考図書並びに審理等における配付図書等の作成をいい、次の各項目により行うものとし、原則として第1.4の裁決申請図書の作成と併せて発注するものとする。

なお、本歩掛に依りたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積等を徴収して対応することができるものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これらに要する直接人件費の積算は、表1.4-1-1により行うものとする。ただし、裁決申請の予定地に物件が存しない場合は、表1.4-1-2により行うものとする。

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して、明渡裁決申立書(案)の作成に着手できるようにする作業をいい、これに要する直接人件費の積算は、表1.5-1により行うものとする。

表1.5-1

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の整理・検討	件	技 師 A	—	0.46	0.46 人	
		技 師 B	—	0.46	0.46 人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

4 明渡裁決申立書(案)等の作成

明渡裁決申立書(案)等の作成は、法第47条の3に定める書類(図面の作成を除く)の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.5-2-1により行うものとする。

ただし、物件が存しない場合は、表1.5-2-2により行うものとする。

- (1) 明渡裁決申立書(案)
- (2) 法第47条の3第1項第1号関係書類
- (3) 法施行規則第17条の6第1項第1号に定める書面
- (4) 法施行規則第17条の6第1項第2号に定める書面
- (5) 法第36条に定める物件調書(案)
- (6) その他必要と認められる書面

(裁決申請の予定地に物件が存する場合) 表1.5-2-1

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
明渡裁決申立書(案)等の作成	件	主任技師	—	0.50	0.50 人	
		技 師 A	—	2.28	2.28 人	
		技 師 B	—	2.28	2.28 人	

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合) 表1.5-2-2

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
明渡裁決申立書(案)等の作成	件	主任技師	—	0.08	0.08 人	
		技 師 A	—	0.21	0.21 人	
		技 師 B	—	0.21	0.21 人	

5 図面の作成

図面の作成は、物件調書に既存の図面を基に添付する図面として、物件の種類に応じて建物平面図、建物、工作物、立竹木等の配置図等を作成することをいい、これに要する直接人件費の積算は、表1.5-3により行うものとする。

旧

第1.6 明渡裁決申立図書等の作成

明渡裁決申立図書等の作成は、法第47条の3に規定する明渡裁決申立書及びこれに関連する参考図書並びに審理等における配付図書等の作成をいい、次の各項目により行うものとし、原則として第1.5の裁決申請図書の作成と併せて発注するものとする。

なお、本歩掛に依りたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積等を徴収して対応することができるものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これらに要する直接人件費の積算は、表1.5-1-1により行うものとする。ただし、裁決申請の予定地に物件が存しない場合は、表1.5-1-2により行うものとする。

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して、明渡裁決申立書(案)の作成に着手できるようにする作業をいい、これに要する直接人件費の積算は、表1.6-1により行うものとする。

表1.6-1

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の整理・検討	件	技 師 A	—	0.46	0.46 人	
		技 師 B	—	0.46	0.46 人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

4 明渡裁決申立書(案)等の作成

明渡裁決申立書(案)等の作成は、法第47条の3に定める書類(図面の作成を除く)の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.6-2-1により行うものとする。

ただし、物件が存しない場合は、表1.6-2-2により行うものとする。

- (1) 明渡裁決申立書(案)
- (2) 法第47条の3第1項第1号関係書類
- (3) 法施行規則第17条の6第1項第1号に定める書面
- (4) 法施行規則第17条の6第1項第2号に定める書面
- (5) 法第36条に定める物件調書(案)
- (6) その他必要と認められる書面

(裁決申請の予定地に物件が存する場合) 表1.6-2-1

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
明渡裁決申立書(案)等の作成	件	主任技師	—	0.50	0.50 人	
		技 師 A	—	2.28	2.28 人	
		技 師 B	—	2.28	2.28 人	

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合) 表1.6-2-2

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
明渡裁決申立書(案)等の作成	件	主任技師	—	0.08	0.08 人	
		技 師 A	—	0.21	0.21 人	
		技 師 B	—	0.21	0.21 人	

5 図面の作成

図面の作成は、物件調書に既存の図面を基に添付する図面として、物件の種類に応じて建物平面図、建物、工作物、立竹木等の配置図等を作成することをいい、これに要する直接人件費の積算は、表1.6-3により行うものとする。

新

表 1.5-3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
図面の作成	件	主任技師	—	0.13	0.13人	
		技師 A	—	0.68	0.68人	
		技師 B	—	0.68	0.68人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成は、明渡裁決申立書（案）を補充する資料（協議経過説明書等）の作成、編集、調整等をいい、これに要する直接人件費の積算は、表 1.5-4 により行うものとする。

表 1.5-4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
その他参考図書の作成	件	主任技師	—	0.05	0.05人	
		技師 A	—	0.17	0.17人	
		技師 B	—	0.17	0.17人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

旧

表 1.6-3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
図面の作成	件	主任技師	—	0.13	0.13人	
		技師 A	—	0.68	0.68人	
		技師 B	—	0.68	0.68人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成は、明渡裁決申立書（案）を補充する資料（協議経過説明書等）の作成、編集、調整等をいい、これに要する直接人件費の積算は、表 1.6-4 により行うものとする。

表 1.6-4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
その他参考図書の作成	件	主任技師	—	0.05	0.05人	
		技師 A	—	0.17	0.17人	
		技師 B	—	0.17	0.17人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

新

第1.6 地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第1条の建物その他の工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

[一] 事前調査、事後調査及び算定

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみ業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.6-1-1により行うものとする。

表1.6-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	技 師 A	0.39 人	
			技 師 B	0.39 人	
			技 師 C	0.39 人	

3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、第6建物等の調査 4 建物の調査 表6-3、表6-4及び表6-10の区分によるものとする。

4 事前調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表1.6-1-2により行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

旧

第1.7 地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第1条の建物その他の工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

[一] 事前調査、事後調査及び算定

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみ業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.7-1-1により行うものとする。

表1.7-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	技 師 A	0.39 人	
			技 師 B	0.39 人	
			技 師 C	0.39 人	

3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、第6建物等の調査 4 建物の調査 表6-3、表6-4及び表6-10の区分によるものとする。

4 事前調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表1.7-1-2により行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

新

表1 6-1-2

区分	単位	規模	職種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	積 算		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.78	0.30	—	1.08人	
			技師 B	0.78	0.93	—	1.71人	
			技師 C	0.78	0.56	—	1.34人	
			技師 D	—	0.58	—	0.58人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.93	0.34	—	1.27人	
			技師 B	0.93	0.82	—	1.75人	
			技師 C	0.93	0.66	—	1.59人	
			技師 D	—	0.50	—	0.50人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.55	0.25	—	0.80人	
			技師 B	0.55	0.63	—	1.18人	
			技師 C	0.55	0.33	—	0.88人	
			技師 D	—	0.47	—	0.47人	
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	0.59	0.22	—	0.81人	
			技師 B	0.59	0.92	—	1.51人	
			技師 C	0.59	0.19	—	0.78人	
			技師 D	—	0.54	—	0.54人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.07	0.39	—	1.46人	
			技師 B	1.07	1.13	—	2.20人	
			技師 C	1.07	0.78	—	1.85人	
			技師 D	—	0.68	—	0.68人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.06	0.40	—	1.46人	
			技師 B	1.06	1.39	—	2.45人	
			技師 C	1.06	0.73	—	1.79人	
			技師 D	—	0.47	—	0.47人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.67	0.30	—	0.97人	
			技師 B	0.67	0.77	—	1.44人	
			技師 C	0.67	0.48	—	1.15人	
			技師 D	—	0.59	—	0.59人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあつては表1 6-1-3、木造特殊建物にあつては表1 6-1-4、非木造建物イ、ロ及びハにあつては表1 6-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本表によらず表1 6-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。

旧

表1 7-1-2

区分	単位	規模	職種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	積 算		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.78	0.30	—	1.08人	
			技師 B	0.78	0.93	—	1.71人	
			技師 C	0.78	0.56	—	1.34人	
			技師 D	—	0.58	—	0.58人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.93	0.34	—	1.27人	
			技師 B	0.93	0.82	—	1.75人	
			技師 C	0.93	0.66	—	1.59人	
			技師 D	—	0.50	—	0.50人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.55	0.25	—	0.80人	
			技師 B	0.55	0.63	—	1.18人	
			技師 C	0.55	0.33	—	0.88人	
			技師 D	—	0.47	—	0.47人	
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	0.59	0.22	—	0.81人	
			技師 B	0.59	0.92	—	1.51人	
			技師 C	0.59	0.19	—	0.78人	
			技師 D	—	0.54	—	0.54人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.07	0.39	—	1.46人	
			技師 B	1.07	1.13	—	2.20人	
			技師 C	1.07	0.78	—	1.85人	
			技師 D	—	0.68	—	0.68人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.06	0.40	—	1.46人	
			技師 B	1.06	1.39	—	2.45人	
			技師 C	1.06	0.73	—	1.79人	
			技師 D	—	0.47	—	0.47人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.67	0.30	—	0.97人	
			技師 B	0.67	0.77	—	1.44人	
			技師 C	0.67	0.48	—	1.15人	
			技師 D	—	0.59	—	0.59人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあつては表1 7-1-3、木造特殊建物にあつては表1 7-1-4、非木造建物イ、ロ及びハにあつては表1 7-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本表によらず表1 7-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。

新

木造建物A、B及びCの補正率

表1 6-1-3

建物延べ面積	70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 450 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満
3.00	4.00	5.30

木造特殊建物の補正率

表1 6-1-4

建物延べ面積	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 700 m <sup>2</sup> 未満
3.50	4.70

非木造建物イ、ロ及びハの補正率

表1 6-1-5

建物延べ面積	200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満	1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 4,000 m <sup>2</sup> 未満	4,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満
2.60	3.20	4.10	5.20	6.20

5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満	15,000 m <sup>2</sup> 以上 21,000 m <sup>2</sup> 未満
7.50	9.50	12.30	15.90

旧

木造建物A、B及びCの補正率

表1 7-1-3

建物延べ面積	70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 450 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満
3.00	4.00	5.30

木造特殊建物の補正率

表1 7-1-4

建物延べ面積	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 700 m <sup>2</sup> 未満
3.50	4.70

非木造建物イ、ロ及びハの補正率

表1 7-1-5

建物延べ面積	200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満	1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 4,000 m <sup>2</sup> 未満	4,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満
2.60	3.20	4.10	5.20	6.20

5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満	15,000 m <sup>2</sup> 以上 21,000 m <sup>2</sup> 未満
7.50	9.50	12.30	15.90

新

表 1.6-1-6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算定		
区分所有建物等	戸	35 m <sup>2</sup> 以上 65 m <sup>2</sup> 未満	技 師 A	0.36	0.11	—	0.47 人	
			技 師 B	0.36	0.22	—	0.58 人	
			技 師 C	0.36	0.18	—	0.54 人	
			技 師 D	—	0.14	—	0.14 人	

注 1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注 2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 1.6-1-7 の補正率表を適用するものとする。

注 3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 1.6-1-7

戸当たり 延べ面積	35 m <sup>2</sup> 未満	35 m <sup>2</sup> 以上 65 m <sup>2</sup> 未満	65 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 150 m <sup>2</sup> 未満	150 m <sup>2</sup> 以上 225 m <sup>2</sup> 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

225 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 700 m <sup>2</sup> 未満
3.00	4.00	5.30

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表 1.6-1-8 により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 1.6-1-9 の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 1.6-1-8

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算定		
工 作 物	箇所	100 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	技 師 A	0.43	0.18	—	0.61 人	
			技 師 B	0.43	0.38	—	0.81 人	
			技 師 C	0.43	0.44	—	0.87 人	
			技 師 D	—	0.32	—	0.32 人	

注 1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注 2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 1.6-1-9 の補正率を適用するものとする。

表 1.6-1-9

敷地面積	100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 630 m <sup>2</sup> 未満	630 m <sup>2</sup> 以上 1,300 m <sup>2</sup> 未満	1,300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,300 m <sup>2</sup> 未満	3,300 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70	7.70

旧

表 1.7-1-6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算定		
区分所有建物等	戸	35 m <sup>2</sup> 以上 65 m <sup>2</sup> 未満	技 師 A	0.36	0.11	—	0.47 人	
			技 師 B	0.36	0.22	—	0.58 人	
			技 師 C	0.36	0.18	—	0.54 人	
			技 師 D	—	0.14	—	0.14 人	

注 1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注 2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 1.7-1-7 の補正率表を適用するものとする。

注 3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 1.7-1-7

戸当たり 延べ面積	35 m <sup>2</sup> 未満	35 m <sup>2</sup> 以上 65 m <sup>2</sup> 未満	65 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 150 m <sup>2</sup> 未満	150 m <sup>2</sup> 以上 225 m <sup>2</sup> 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

225 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 700 m <sup>2</sup> 未満
3.00	4.00	5.30

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表 1.7-1-8 により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 1.7-1-9 の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 1.7-1-8

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算定		
工 作 物	箇所	100 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	技 師 A	0.43	0.18	—	0.61 人	
			技 師 B	0.43	0.38	—	0.81 人	
			技 師 C	0.43	0.44	—	0.87 人	
			技 師 D	—	0.32	—	0.32 人	

注 1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注 2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 1.7-1-9 の補正率を適用するものとする。

表 1.7-1-9

敷地面積	100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 630 m <sup>2</sup> 未満	630 m <sup>2</sup> 以上 1,300 m <sup>2</sup> 未満	1,300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,300 m <sup>2</sup> 未満	3,300 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70	7.70



新

5 事後調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表1.6-1-1.0により行うものとする。ただし、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表1.6-1-1.0

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	積算	積算		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.71	0.26	—	0.97人		
			技師B	0.71	0.74	—	1.45人		
			技師C	0.71	0.45	—	1.16人		
			技師D	—	0.65	—	0.65人		
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.84	0.37	—	1.21人		
			技師B	0.84	0.66	—	1.50人		
			技師C	0.84	0.61	—	1.45人		
			技師D	—	0.50	—	0.50人		
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.46	0.23	—	0.69人		
			技師B	0.46	0.74	—	1.20人		
			技師C	0.46	0.32	—	0.78人		
			技師D	—	0.55	—	0.55人		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師A	0.57	0.28	—	0.85人		
			技師B	0.57	0.65	—	1.22人		
			技師C	0.57	0.23	—	0.80人		
			技師D	—	0.51	—	0.51人		
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	1.17	0.36	—	1.53人		
			技師B	1.17	0.65	—	1.82人		
			技師C	1.17	0.33	—	1.50人		
			技師D	—	0.60	—	0.60人		
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	1.00	0.38	—	1.38人		
			技師B	1.00	0.73	—	1.73人		
			技師C	1.00	0.54	—	1.54人		
			技師D	—	0.74	—	0.74人		
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.66	0.23	—	0.89人		
			技師B	0.66	0.68	—	1.34人		
			技師C	0.66	0.38	—	1.04人		
			技師D	—	0.63	—	0.63人		

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表1.6-1-3、表1.6-1-4及び表1.6-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときには、本表によらず表1.6-1-1.1により直接人件費の積算を行うものとする。

旧

5 事後調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表1.7-1-1.0により行うものとする。ただし、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表1.7-1-1.0

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	積算	積算		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.71	0.26	—	0.97人		
			技師B	0.71	0.74	—	1.45人		
			技師C	0.71	0.45	—	1.16人		
			技師D	—	0.65	—	0.65人		
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.84	0.37	—	1.21人		
			技師B	0.84	0.66	—	1.50人		
			技師C	0.84	0.61	—	1.45人		
			技師D	—	0.50	—	0.50人		
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.46	0.23	—	0.69人		
			技師B	0.46	0.74	—	1.20人		
			技師C	0.46	0.32	—	0.78人		
			技師D	—	0.55	—	0.55人		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師A	0.57	0.28	—	0.85人		
			技師B	0.57	0.65	—	1.22人		
			技師C	0.57	0.23	—	0.80人		
			技師D	—	0.51	—	0.51人		
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	1.17	0.36	—	1.53人		
			技師B	1.17	0.65	—	1.82人		
			技師C	1.17	0.33	—	1.50人		
			技師D	—	0.60	—	0.60人		
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	1.00	0.38	—	1.38人		
			技師B	1.00	0.73	—	1.73人		
			技師C	1.00	0.54	—	1.54人		
			技師D	—	0.74	—	0.74人		
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.66	0.23	—	0.89人		
			技師B	0.66	0.68	—	1.34人		
			技師C	0.66	0.38	—	1.04人		
			技師D	—	0.63	—	0.63人		

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表1.7-1-3、表1.7-1-4及び表1.7-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときには、本表によらず表1.7-1-1.1により直接人件費の積算を行うものとする。

新

表 1.6-1-1.1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物等	戸	35 m <sup>2</sup> 以上 65 m <sup>2</sup> 未満	技 師 A	0.20	0.11	—	0.31 人	
			技 師 B	0.20	0.13	—	0.33 人	
			技 師 C	0.20	0.07	—	0.27 人	
			技 師 D	—	0.09	—	0.09 人	

- 注 1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。  
 注 2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 1.6-1-7 の補正率表を適用するものとする。  
 注 3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 60 パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとする。

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表 1.6-1-1.2 によるものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 1.6-1-9 の補正率表を適用するものとする。  
 なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表 1.6-1-1.2

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	技 師 A	0.41	0.21	—	0.62 人	
			技 師 B	0.41	0.38	—	0.79 人	
			技 師 C	0.41	0.28	—	0.69 人	
			技 師 D	—	0.34	—	0.34 人	

- 注 1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。  
 注 2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみ調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 1.6-1-9 の補正率を適用するものとする。

旧

表 1.7-1-1.1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物等	戸	35 m <sup>2</sup> 以上 65 m <sup>2</sup> 未満	技 師 A	0.20	0.11	—	0.31 人	
			技 師 B	0.20	0.13	—	0.33 人	
			技 師 C	0.20	0.07	—	0.27 人	
			技 師 D	—	0.09	—	0.09 人	

- 注 1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。  
 注 2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 1.7-1-7 の補正率表を適用するものとする。  
 注 3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 60 パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとする。

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表 1.7-1-1.2 によるものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 1.7-1-9 の補正率表を適用するものとする。  
 なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表 1.7-1-1.2

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	技 師 A	0.41	0.21	—	0.62 人	
			技 師 B	0.41	0.38	—	0.79 人	
			技 師 C	0.41	0.28	—	0.69 人	
			技 師 D	—	0.34	—	0.34 人	

- 注 1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。  
 注 2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみ調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 1.7-1-9 の補正率を適用するものとする。

新

6 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.6-1-1.3により行うものとする。  
 なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は、本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表1.6-1-1.3

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	—	0.21	0.12	0.33人		
			技師C	—	0.72	0.24	0.96人		
			技師D	—	—	0.14	0.14人		
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	—	0.38	0.26	0.64人		
			技師C	—	1.14	0.34	1.48人		
			技師D	—	—	0.15	0.15人		
区分所有建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師A	—	0.10	0.07	0.17人		
			技師C	—	0.25	0.13	0.38人		
			技師D	—	—	0.04	0.04人		
工作物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師A	—	0.18	0.12	0.30人		
			技師C	—	0.41	0.13	0.54人		
			技師D	—	—	0.08	0.08人		

- 注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。  
 注2 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。  
 注3 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表1.6-1-3、表1.6-1-5、表1.6-1-7及び表1.6-1-9の補正率表を適用するものとする。

[二] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.6-2-1により行うものとする。

表1.6-2-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	技師A	0.60人	
			技師B	0.60人	
			技師C	0.60人	

旧

6 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.7-1-1.3により行うものとする。  
 なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は、本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表1.7-1-1.3

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	—	0.21	0.12	0.33人		
			技師C	—	0.72	0.24	0.96人		
			技師D	—	—	0.14	0.14人		
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	—	0.38	0.26	0.64人		
			技師C	—	1.14	0.34	1.48人		
			技師D	—	—	0.15	0.15人		
区分所有建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師A	—	0.10	0.07	0.17人		
			技師C	—	0.25	0.13	0.38人		
			技師D	—	—	0.04	0.04人		
工作物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師A	—	0.18	0.12	0.30人		
			技師C	—	0.41	0.13	0.54人		
			技師D	—	—	0.08	0.08人		

- 注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。  
 注2 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。  
 注3 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表1.7-1-3、表1.7-1-5、表1.7-1-7及び表1.7-1-9の補正率表を適用するものとする。

[二] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.7-2-1により行うものとする。

表1.7-2-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	技師A	0.50人	
			技師B	0.50人	
			技師C	0.50人	

新

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.6-2-2により行うものとする。

表1.6-2-2

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師A	0.05	0.04	0.09人	
			技師C	0.05	0.04	0.09人	

注1 概況ヒアリング等は、技師A1名、技師C1名の2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費=単価×権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.6-2-3により行うものとする。

表1.6-2-3

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
説明資料の作成等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師A	—	0.11	0.11人	
			技師C	—	0.21	0.21人	

注 直接人件費=単価×権利者数

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.6-2-4により行うものとする。

表1.6-2-4

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技師A	1.45	0.10	1.55人	
			技師C	1.45	0.36	1.81人	

注 直接人件費=単価×権利者数

旧

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.7-2-2により行うものとする。

表1.7-2-2

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師A	0.06	0.04	0.10人	
			技師C	0.06	0.04	0.10人	

注1 技師A1名、技師C1名の2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費=単価×権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.7-2-3により行うものとする。

表1.7-2-3

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
説明資料の作成等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師A	—	0.12	0.12人	
			技師C	—	0.24	0.24人	

注 直接人件費=単価×権利者数

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1.7-2-4により行うものとする。

表1.7-2-4

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	0.08	0.08人	
			技師A	1.57	0.08	1.65人	
			技師C	1.57	0.46	2.03人	

注 直接人件費=単価×権利者数

新

旧

(別表)

設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
	作業計画の策定		業務	1	
権利調査	作業計画		業務	1	
	打合せ協議	当初	回	1	
		中間	回	1	
	公図等の転写		m <sup>2</sup>	100	(注1) 数量が 1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を 10 m <sup>2</sup> とする。
	地積測量図転写		m <sup>2</sup>	100	
	土地の登記記録の調査		m <sup>2</sup>	100	
	建物の登記記録の調査		戸	1	
	権利者確認調査	当初	m <sup>2</sup>	100	(注1)
	権利者確認調査	追跡	人	1	
	公図等転写連続図作成		m <sup>2</sup>	100	(注1)
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	法令関係資料の調査		m <sup>2</sup>	100	(注1)
	現況利用調査		m <sup>2</sup>	100	(注1)
	聞き取り等調査(自治体)		機関	1	
	登記履歴調査・住宅地図等調査		m <sup>2</sup>	100	(注1)
	地形図等調査		m <sup>2</sup>	100	(注1)
聞き取り調査(地元精通者等)		m <sup>2</sup>	100	(注1)	
報告書作成		業務	1		
建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	建物	見積	棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1	
	独立工作物	見積	箇所	1	
	立竹木		m <sup>2</sup>	100	(注1)
	庭園		箇所	1	
	墳墓等		m <sup>2</sup>	1	
	墓地管理者等調査		使用者	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1		
	照応建物の設計案の作成	案	1		
営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者	世帯	世帯	1	
		一般住家、農家住宅	戸	1	
	動産	店舗	店舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
その他通損	仮住居、借家人	世帯	1		
	移転雑費	所有者	1		

(別表)

設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
	作業計画の策定		業務	1	
権利調査	作業計画		業務	1	
	打合せ協議	当初	回	1	
		中間	回	1	
	公図等の転写		m <sup>2</sup>	100	(注1) 数量が 1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を 10 m <sup>2</sup> とする。
	地積測量図転写		m <sup>2</sup>	100	
	土地の登記記録の調査		m <sup>2</sup>	100	
	建物の登記記録の調査		戸	1	
	権利者確認調査	当初	m <sup>2</sup>	100	(注1)
	権利者確認調査	追跡	人	1	
	公図等転写連続図作成		m <sup>2</sup>	100	(注1)
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	法令関係資料の調査		m <sup>2</sup>	100	(注1)
	現況利用調査		m <sup>2</sup>	100	(注1)
	聞き取り等調査(自治体)		機関	1	
	登記履歴調査・住宅地図等調査		m <sup>2</sup>	100	(注1)
	地形図等調査		m <sup>2</sup>	100	(注1)
聞き取り調査(地元精通者等)		m <sup>2</sup>	100	(注1)	
報告書作成		業務	1		
建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	建物	見積	棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1	
	独立工作物	見積	箇所	1	
	立竹木		m <sup>2</sup>	100	(注1)
	庭園		箇所	1	
	墳墓等		m <sup>2</sup>	1	
	墓地管理者等調査		使用者	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1		
	照応建物の設計案の作成	案	1		
営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者	世帯	世帯	1	
		一般住家、農家住宅	戸	1	
	動産	店舗	店舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
その他通損	仮住居、借家人	世帯	1		
	移転雑費	所有者	1		

新					旧				
			又は世帯				又は世帯		
	その他	仮住居有	世帯	1		その他	仮住居有	世帯	1
		仮住居無	世帯	1			仮住居無	世帯	1
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業務	1		現地踏査		業務	1
	関係資料収集		権利者	1		関係資料収集		権利者	1
	企業内容等の調査		事業所	1		企業内容等の調査		事業所	1
	敷地使用実態の調査		事業所	1		敷地使用実態の調査		事業所	1
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1		駐車場等の使用実態追加調査		回	1
	建物調査		棟	1		建物調査		棟	1
	機械設備等調査		事業所	1		機械設備等調査		事業所	1
	移転計画案の作成		事業所	1		移転計画案の作成		事業所	1
移転工法案の検討	打合せ協議	中間打合せ	回	1	移転工法案の検討	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業務	1		現地踏査		業務	1
	関係資料収集		権利者	1		関係資料収集		権利者	1
	企業内容等の調査		事業所	1		企業内容等の調査		事業所	1
	敷地使用実態の調査		事業所	1		敷地使用実態の調査		事業所	1
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1		駐車場等の使用実態追加調査		回	1
	移転工法案の作成		事業所	1		移転工法案の作成		事業所	1
	照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1		照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1
	機械設備設計		事業所	1		機械設備設計		事業所	1
機械設備設計	見積	台	1	機械設備設計	見積	台	1		
再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		権利者	1		現地踏査		権利者	1
	営業再調査・再算定		事業所	1		営業再調査・再算定		事業所	1
	仮営業所設置再調査・再算定	プレハブリース 賃貸物件	事業所 事業所	1 1		仮営業所設置再調査・再算定	プレハブリース 賃貸物件	事業所 事業所	1 1
土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業務	1		現地踏査		業務	1
	地域区分及び標準地選定等		業務	1		地域区分及び標準地選定等		業務	1
	標準地価格の算定		標準地	1		標準地価格の算定		標準地	1
	各画地の評価格算定		1画地	1		各画地の評価格算定		1画地	1
	残地補償算定		1画地	1		残地補償算定		1画地	1
	評価格の調整		業務	1		評価格の調整		業務	1
補償説明等	(削る)				補償説明等	打合せ協議	中間打合せ	回	1
消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	消費税等調査	営業調査有 営業調査無	事業者 事業者	1 1		消費税等調査	営業調査有 営業調査無	事業者 事業者	1 1
事業認定申請図書等の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	事業認定申請図書等の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業務	1		現地踏査		業務	1
	現地調査等		業務	1		現地調査等		業務	1
	資料の収集及び作成		業務	1		資料の収集及び作成		業務	1
	調書等の作成		業務	1		調書等の作成		業務	1
裁決申請図書等の作成	添付図面の作成		業務	1	添付図面の作成		業務	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有 物件無	件 件	1 1	現地踏査	物件有 物件無	件 件	1 1	
	資料の整理・検討		件	1	資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書(案)等の作成		件	1	裁決申請書(案)等の作成		件	1	
	図面の作成	起業地表示図等 土地調書添付図面	件 筆	1 1	図面の作成	起業地表示図等 土地調書添付図面	件 筆	1 1	
	その他参考図書の作成		件	1	その他参考図書の作成		件	1	
	審理等における配布図書等の作成	物件有 物件無	件 件	1 1	審理等における配布図書等の作成	物件有 物件無	件 件	1 1	
	審理概要書の作成		回	1	審理概要書の作成		回	1	

新

	現地調査関係図書の作成	物件有	件	1
		物件無	件	1
	現地調査概要書の作成		回	1
明渡 裁決 申立 図書 等の 作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査	物件有	件	1
		物件無	件	1
	資料の整理・検討		件	1
	明渡裁決申立書(案)等の作成	物件有	件	1
		物件無	件	1
	図面の作成	物件調書添付図の作成	件	1
その他参考図書の作成		件	1	
事前 調査 事後 調査 及び 算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業務	1
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1
		区分所有建物等	戸	1
		工作物	箇所	1
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1
		区分所有建物等	戸	1
		工作物	箇所	1
	算定	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1
		区分所有建物等	戸	1
		工作物	箇所	1
費用 負担 の 説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業務	1
	概況ヒアリング等		権利者	1
	説明資料等の作成等		権利者	1
	費用負担説明		権利者	1

旧

	現地調査関係図書の作成	物件有	件	1
		物件無	件	1
	現地調査概要書の作成		回	1
明渡 裁決 申立 図書 等の 作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査	物件有	件	1
		物件無	件	1
	資料の整理・検討		件	1
	明渡裁決申立書(案)等の作成	物件有	件	1
		物件無	件	1
	図面の作成	物件調書添付図の作成	件	1
その他参考図書の作成		件	1	
事前 調査 事後 調査 及び 算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業務	1
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1
		区分所有建物等	戸	1
		工作物	箇所	1
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1
		区分所有建物等	戸	1
		工作物	箇所	1
	算定	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1
		区分所有建物等	戸	1
		工作物	箇所	1
費用 負担 の 説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業務	1
	概況ヒアリング等		権利者	1
	説明資料等の作成等		権利者	1
	費用負担説明		権利者	1